

(別紙1)

**令和7年度福島県営農再開支援事業  
「避難区域等における農業者等の確保支援」業務仕様書**

**1 業務の目的**

相双地方の避難区域等における新規就農や企業参入等の実現可能性を把握し、営農再開ビジョン等へ反映していくため、就農・参入上の課題・要望調査、地域の受け入れ体制等の調査・分析を行い、各種調査結果や情報等のプラットフォームの構築の支援に資する。

**2 業務の内容**

以下の(1)～(9)に関して、企画・調整・運営を行い、それぞれの業務における参加者等を対象として、相双地方に就農・参入意向者等の就農・参入上の課題や要望等についてアンケートなどによる調査を実施し、調査結果の分析を行う。

(1) 就農意向調査及び新規就農者への調査

- ア 県内外の新規就農希望者等 50 名以上に対し、相双地方における農業や就農などに関する意向を調査する。
- イ 平成 30 年度以降に相双地方で新規就農した者 30 名以上に対し、相双地方に就農したきっかけや就農の魅力などを調査する。

(2) WEB 等での情報発信

- ア 「相双就農支援ポータルサイト」(以下、PS という。)の運営を行う。
- イ PS 内「お知らせ/イベント」等に、各種イベントの開催などに関する記事を 3 回以上掲載する。
- ウ PS の閲覧数を増加させるコンテンツの追加や検索エンジン最適化対策などを行う。
- エ 広く情報発信をするため、PS 内の記事やコンテンツを県や関係団体のホームページ等へ移管するなど、他媒体との共有を行う。

(3) 就農関係イベントへの出展

就農関係イベント参加者に対し、相双地域への就農の関心を高め、研修等に呼び込むため、県内の就農関係イベントを中心に開催一覧を作成する。また、管内市町村・JA(12 市町村、2 JA、計 14 団体)等における就農関係イベントへの出展意向を調査し、出展意向のある団体の出展計画を作成して、出展に向けた調整及び出展時のサポートを行う。

(4) 短期農業体験の実施

- ア 相双地方の農業法人等における1泊2日程度の短期農業体験を実施する。10名以上を目安に企画し、参加希望者の意向などに沿った体験プログラムを作成する。
- イ 短期農業体験の受入先となる農業法人等は、管内市町村等と連携してリスト化する。
- ウ 参加者が安全に体験を実施できるよう保険の加入をさせること。
- エ 短期農業体験の実施にあたっては、就農意向のある参加者を広く募るため、宿泊費と交通費の一部支給も可能とする。
- オ 短期農業体験の受入先に対しては、一般的な相場に照らし適正な額の謝金を支払うこと。

(5) ワーキングホリデー（就農研修）の実施

- ア 相双地方の農業法人等で就農希望者を一定期間（2週間程度）雇用するワーキングホリデーを実施する。5名以上を目安に企画し、受託者が農業法人等と就農希望者とのマッチング（面談等）を行い、ワーキングホリデーを実施する。
- イ ワーキングホリデーの受入先となる農業法人等は、管内市町村等と連携して決定する。なお、受託者は、雇用労賃及び障害保険料等は農業法人等が負担すること等、受入に関する諸事情を資料として作成の上、農業法人等に説明し、承諾を得た農業法人等を受入先としてリスト化する。
- ウ ワーキングホリデーの実施にあたっては、就農意向のある参加者を広く募るため、宿泊費及び交通費、宿泊地から研修先までの通勤費の一部支給も可能とする。

(6) 農業法人等への研修会の開催

- ア 雇用就農者の確保・定着に向けて、雇用を希望する農業法人等を対象に、雇用体制の強化を図るための研修会を11月～2月の間に2回実施する。
- イ 20名以上を目安に企画すること。
- ウ 講師を招聘する場合は、一般的な相場に照らし適正な額の謝金を支払うこと。

(7) 福島県農業短期大学校及び農業高校生向けの視察相談会の開催

- ア 福島県立農業総合センター農業短期大学校（以下、アグリカレッジ）及び県立相馬農業高等学校、県立ふたば未来学園高等学校の学生を対象とした相双地方の農業法人等を巡るツアーや農業法人等と交流が図られるよ

- うな視察相談会をそれぞれ1回開催する。
- イ 相談会の開催にあたっては、アグリカレッジが60名（5学科）、県立相馬農業高等学校（1学科）及び県立ふたば未来学園高等学校（1学科）は、合わせて40名を目安に企画すること。
- ウ 開催にあたっては、学生を乗車させるバスを学校・学科ごとに用意し、保険の加入をさせること。また、バス添乗員は可能な限り同乗させること。
- エ 昼食や相双地域の農業を広く知ってもらうための特産物などの配付を可能とする。
- オ 農業法人等を視察する場合、一般的な相場に照らし適正な額の謝金を支払うこと。

#### （8）新規就農者の交流促進

- ア 相双地方の新規就農者の定着促進と能力向上を図るための研修を含めた、就農して間もない農業者同士の交流会を1回以上開催する。
- イ 20名以上を目安に企画すること。
- ウ 講師を招聘する場合は、一般的な相場に照らし適正な額の謝金を支払うこと。

#### （9）調査・分析

- （1）～（8）の業務における参加者等を対象として実施したアンケート等の調査結果のとりまとめ・分析を行う。

#### （10）その他

- （1）～（9）の業務の遂行に必要となる以下の取組を実施する。
- ア それぞれの業務の担当責任者を配置すること。また統括責任者を配置すること。
- イ 業務の実施に当たり必要となる効果的なPR資材（チラシなど）や資料の印刷、消耗品等を準備すること。
- ウ 各業務の進捗状況がわかる資料等を作成し、毎月1回進捗状況の報告を行うこと。
- エ 各業務の実施内容、アンケート等の調査・分析結果、各業務における項目ごとの経費明細書等を記載した業務報告書を作成すること。